

奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程

平成19年11月22日
規程第 4 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為を防止し、及び研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「職員等」とは、就業規則に基づき雇用される職員、本学の施設又は設備を利用して研究に携わる者及び学生等をいう。
- 2 この規程において「学生等」とは、学生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、その他の本学に在学又は在籍して、修学又は研究に従事する者をいう。
- 3 この規程において「就業規則」とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則（平成16年規則第3号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成17年規則第1号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学外国人教師就業規則（平成16年規則第4号）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究員就業規則（平成16年規則第5号）をいう。
- 4 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。
- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不正な使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金等の公募型

の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の規則等、学内諸規約等に違反して研究費を使用すること。

- 5 この規程において「部局」とは、各研究科、各学内共同教育研究施設、附属図書館、保健管理センター、産官学連携推進本部及び事務局（監査室及び環境安全衛生管理室を含む。）をいう。

第2章 責任体制

（最高管理責任者）

第3条 学長は、本学における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）とする。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図るとともに、研究活動上の不正行為が生じた場合には、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

- 3 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定める部局責任者が責任を持って研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、人事労務担当理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、本学における研究費の適正な運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止のために、第7条に規定する不正防止計画に基づき職員等に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。

（部局責任者）

第5条 本学に、部局における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し総括する者（以下「部局責任者」という。）を置き、当該部局の長をもって充てる。

- 2 部局責任者は、その責務を遂行するに当たり、必要に応じて、当該部局の職員等に指示を与えるものとする。

（職員等の責務）

第6条 職員等は、高い倫理性を保持し、研究費を適正に使用するとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 職員等は、研究の立案、計画及び研究成果に関し、記録し、保存しなけれ

- ばならない。なお、研究成果は、社会に公表しなければならない。
- 3 職員等は、この規程及びこの規程に基づく部局責任者の指示に従わなければならない。
 - 4 職員等は、統括管理責任者が実施する研究活動上の不正行為の防止に関する教育・研修に参加しなければならない。
 - 5 職員等は、第17条から第26条までに定める調査等に協力しなければならない。

第3章 不正防止計画等

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因(以下「不正発生要因」という。)を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画(以下「不正防止計画」という。)を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

(防止計画推進室)

第8条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、防止計画推進室(以下「推進室」という。)を置く。

- 2 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
 - (2) 不正防止計画の推進に関すること。
 - (3) 不正防止計画に係る運用ガイドラインの策定に関すること。
 - (4) 不正防止計画の検証に関すること。
 - (5) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
 - (6) 研究活動上の行動規範案の作成に関すること。
 - (7) 研究活動上の行動規範の浸透を図るための方策に関すること。
- 3 推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 研究担当理事
 - (3) 最高管理責任者が指名する者
 - (4) 教育研究支援部長
- 4 推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(不正防止計画の実施)

第9条 各部局は、主体的に不正防止計画を実施するとともに、防止計画推進室と連携及び協力するものとする。

第4章 通報等の受付

(相談窓口)

第10条 本学における研究費の事務処理手続き及び使用ルールに関する相談を受け付ける窓口(以下「相談窓口」という。)を教育研究支援部研究協力課(以下「研究協力課」という。)に置く。

(通報窓口)

第11条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報(以下「通報」という。)及び通報に関する相談(通報にまで至らない段階の相談をいう。以下同じ。)を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を研究協力課に置く。

(通報処理体制等の周知)

第12条 統括管理責任者は、相談窓口、通報窓口、通報及び通報に関する相談の方法その他必要な事項を本学内及び本学以外の機関(以下「他機関」という。)に周知する。

(通報の方法)

第13条 通報は、書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。)を通報窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 通報は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究活動上の不正行為を行ったとする職員等又はグループ等の氏名又は名称

(2) 研究活動上の不正行為の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報を行った者(以下「通報者」という。)に通知するものとする。

4 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、当該通報の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の通報窓口へ当該通報を通知又は回付する。

5 統括管理責任者は、第2項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名による通報があった場合に準じて取り扱うことができるものとする。

6 統括管理責任者は、報道により、又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合、匿名による通報があった場合と同様に扱うものとする。

(通報に関する相談の方法)

第14条 通報に関する相談は、書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。)を通報窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

る。

- 2 通報窓口は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該相談者に対して通報の意思を確認し、又は通報に準じて取り扱うことができるものとする。

(通報窓口の担当者の義務)

第15条 通報窓口の担当者は通報を受付ける場合、通報者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。

- 2 通報窓口の担当者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

第5章 通報等に係る調査等

(通報に係る事案の調査)

第16条 統括管理責任者は、第13条第3項の規定による報告を受けたときは、当該通報の対象になっている職員等(以下「被通報者」という。)の所属する部局責任者に同条第2項各号を通知するとともに、次条から第26条までに定めるところにより、当該通報がなされた事案について、必要な調査等を行わせる。ただし、第14条第2項の規定により通報に準じて取り扱うこととされたものについて、第13条第3項の規定による報告を受けたときは、統括管理責任者が必要と認める場合に限り、当該部局責任者に通知し、及び必要な調査を行わせるものとする。

(予備調査)

第17条 統括管理責任者は、第13条第3項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から30日以内に、被通報者の所属する部局責任者(当該部局責任者が通報の対象に含まれているときは、通報の対象に含まれていない副研究科長その他これに代わる者とする。以下同じ。)に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該通報がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
- (2) 第13条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報がされた研究活動上の不正行為との関連性・論理性
- (3) 通報がされた研究の公表から通報がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か
- (4) その他必要と認める事項

- 2 前項に定めるもののほか、被通報者の所属する部局責任者は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に統括管理責任者に通知するものとする。

- (1) 次条の規定による調査の要否
- (2) 第29条の規定による措置に関する意見等
- (3) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意に基づくものである可能性
- 3 被通報者の所属する部局責任者は、第1項の予備調査の実施に関し、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 4 前項の協力を求められた被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。

(本調査)

- 第18条 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、通報がなされた事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを速やかに決定する。この場合において、必要と認めるときは、当該通報の対象となっている研究分野の職員等に対し、意見を求めることができる。
- 2 前項の場合において、統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。
 - 3 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を通報者及び被通報者に通知するとともに、当該通報に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）に通知する。
 - 4 統括管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。
 - 5 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報が悪意に基づくものと判断したときは、通報者が所属する部局責任者（他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長）にその旨を通知する。
 - 6 前2項の通知を受けた通報者等は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。
 - 7 前項の異議申立てがあった場合、統括管理責任者は、必要に応じて前条の予備調査について、被通報者の所属する部局責任者に再調査を求めることができる。
 - 8 統括管理責任者は、本調査を行うこと又は行わないことを決定したときは、速やかにその旨を最高管理責任者に報告するものとする。

(調査委員会)

第19条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 被通報者の所属する部局責任者
- (3) 被通報者の所属する部局の職員等 若干名
- (4) 被通報者の所属する部局以外の職員等で、当該通報の対象となっている研究分野の者 若干名

- (5) 当該通報の対象となっている研究分野の研究者で、他機関に所属する者
1名以上
- (6) その他統括管理責任者が必要と認める者
- 2 前項第3号から第6号までの委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、統括管理責任者が委嘱する。
- 3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(調査委員の通知及び異議申立て)

- 第20条 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。
 - 3 前項の異議申立てがあった場合、統括管理責任者はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるものとする。
 - 4 統括管理責任者は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは、当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(調査方法及び権限)

- 第21条 調査委員会における調査は、当該通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被通報者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求めることにより行うものとする。
- 2 前項の調査に対しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合又は被通報者自らの意思によりそれを申し出た場合には、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)を与えなければならない。
 - 3 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報の内容を否認するとき、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。
 - 4 調査委員会は、第1項の調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
 - 5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の他の研究を調査の対象とすることがある。
 - 7 調査委員会は、第1項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。
 - 8 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研

究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩することがないように配慮する。

（認定）

第22条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果（以下「本調査の結果」という。）をまとめるものとする。

- （1）研究活動上の不正行為が行われたか否か
- （2）研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究の役割
- （3）研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、併せて通報が悪意に基づくものであったか否か

（調査結果の通知等）

第23条 統括管理責任者は、本調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定されたものを含む。以下同じ。）に通知し、並びに最高管理責任者及び関係の役員に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対して、当該調査の結果を通知し、また、当該通報が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長に通知する。

（不服申立て）

第24条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 本調査の結果、当該通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

3 前2項の場合において、当該不服申立てをする者は、前条第1項の通知を受けてから30日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

4 統括管理責任者は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨を通知する。

5 統括管理責任者は、第2項の不服申立てを受けたときは、通報者が所属する部局責任者及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であ

るときは、当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨を通知する。

(不服申立ての審査及び再調査)

第25条 統括管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合において統括管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させるものとする。

- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査するものとする。
- 3 統括管理責任者は、通報者及び被通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、本調査の結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から50日(前条第2項の不服申立ての場合にあっては30日)以内に、当該調査結果をまとめるものとする。
- 5 第23条の規定は、前項の調査結果の通知に準用する。

第26条 第18条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立ての審査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、統括管理責任者が定める。

- 2 第15条第2項の規定は、第16条から前条までに定める調査に関与する者に準用する。

(調査資料の提出)

第27条 統括管理責任者は、当該通報に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合において、当該資金配分機関から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることがある。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

(調査結果の公表等)

第28条 統括管理責任者は、本調査又は第25条第4項の調査委員会の調査結果において、研究活動上の不正行為が行われた旨の認定を行った場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名

- (2) 研究活動上の不正行為の内容
 - (3) 統括管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 統括管理責任者は、この調査結果において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の認定を行った場合は、原則として、調査結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）被通報者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。
- 3 統括管理責任者は、この調査結果において、当該通報が悪意によるものである旨の認定を行った場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。
- 4 統括管理責任者は、前3項の場合において、本調査の結果の公表を行うときは、第24条第1項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。
- 5 統括管理責任者は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

（調査中における一時的措置）

第29条 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、本調査の結果の報告を受けるまでの間、当該通報をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることが最高管理責任者、被通報者の所属する部局責任者その他関係者に求めることができる。

（認定後の措置）

- 第30条 統括管理責任者は、本調査の結果において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、前条の規定により講じられた措置の延長を最高管理責任者、被通報者の所属する部局責任者その他関係者に求めることができる。
- 2 統括管理責任者は、本調査の結果について、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、前条及び第21条第7項の証拠保全の措置その他当該通報に基づき講じた一切の措置を解除し、及び当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、研究活動上の不正行為を行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 前2項の場合において、統括管理責任者は、本調査の結果について、第24条の不服申立てがあったときは、前2項により講じた措置を保留し、又は

前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。

- 4 前項の措置を講じた場合において、統括管理責任者は、当該不服申立てに関し、第25条第4項の調査結果に基づき、第1項又は第2項に定める措置及び必要に応じて第28条の規定による公表の措置を講じるものとする。
- 5 学長は、研究活動上の不正行為が行われた、又は悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、研究活動上の不正行為を行った者又は悪意に基づく通報を行った者に対して懲戒処分等必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

- 第31条 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者は、通報(通報に関する相談を含む。)をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者は、単に通報があったことをもって、当該通報に係る被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(調査の迅速)

- 第32条 第17条第1項、第22条及び第25条第4項の調査は、当該規定に定める期間内において、可能な限り速やかに行うものとする。

(職員等であった者の取扱い)

- 第33条 職員等であった者の在職中、在学中等に係る研究活動上の不正行為については、この規程に準じて取り扱う。

(役員の取扱い)

- 第34条 役員の研究活動上の不正行為については、この規程に準じて取り扱う。

第6章 内部監査

(内部監査)

- 第35条 本学における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止等に関する監査は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監査規程(平成16年規程第10号)に基づき実施する。

第7章 雑則

(事務)

- 第36条 研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関する事務は、経営企画部会計課の協力を得て研究協力課が行う。

(雑則)

第 3 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 1 1 月 2 2 日から施行する。